

<判例研究>

公認会計士・監査審査会が、監査法人に対し、行政処分その他の措置を講ずるよう金融庁長官に勧告し、これを記者発表するなどしたことにつき、勧告の公表は違法な行政処分に当たり、勧告が今後も公表されることによって事業経営上の回復することのできない損害を被るなどと主張して、勧告の公表に対する行政事件訴訟法3条7項所定の差止めの訴えがされた事例

天 本 哲 史

キーワード：公表，勧告，行政事件訴訟法，差止めの訴え，処分性

東京高判平成30年6月28日
勧告処分等差止請求控訴事件
平成29年（行コ）第380号

原審・東京地判平成29年11月21日 LEX/DB（文献番号25550793）

出典 東京高判平成30年6月28日 LEX/DB (文献番号25449971)

東京高判平成30年6月28日 D1-Law (28263985)

東京高判平成30年6月28日裁判所ウェブサイト

【事実の概要】

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、平成29年6月8日付けで、監査法人である控訴人（第一審の原告と同じ。）に対し、公認会計士法（以下「法」という。）41条の2に基づき、行政処分その他の措置を講ずるよう金融庁長官に勧告し（以下「本件勧告」という。）、これを同日記者発表するとともに、審査会のホームページに公表文を掲載し、本件勧告の公表を継続している（以下、上記掲載の方法による公表とその他の方法による公表を区別せずに「公表」ということがある。）ところ、本件は、控訴人が、被控訴人（第一審の被告と同じ。）である国に対し、本件勧告の公表は違法な行政処分に当たり、本件勧告が今後も公表されることによって控訴人において事業経営上の回復することのできない損害を被るなどと主張して、行政事件訴訟法（以下「行訴法」という。）3条7項所定の差止めの訴えとして、本件勧告の公表（上記掲載の方法によるものと、その他の方法によるもの）の差止めを求める事案である。

本件勧告の公表の内容は、検査の結果、監査リスクの高い複数の上場会社の監査業務を新規に受嘱しているところ、(1) 監査業務の新規受嘱時の対応において複数の不備が認められ、その業務の実施について残高確認により入手した回答を検討しないなど、監査の基本的な手続における不備が認められること、(2) 審査において、大会社等の監査経験のない者を専任の審査担当者として選任し、また、定期的な検証においても、経験のある検証責任者が十分に関与していないなど、品質管理の実施体制が適切に整備されていないこと、(3) 今回の検査においても、前回の検査におけるのと同様の不備が複数認められ、前回の検査以降の改善に向けた取組は実効性があるものとは認められないことなどから、その品質管理体制は著しく

不十分なものであり、運営は著しく不当なものと認められた。そこで、審査会は、金融庁長官に対して、法41条の2に基づき、行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した、というものである。

本判決の第一審である東京地裁平成29年11月21日判決は、上記のような行訴法3条7項所定の差止めの訴えに対し、「法41条の2に基づく審査会の勧告がされた事実を公表する行為は、審査会の保有する情報を投資者の保護等の目的から公開するという事実上の行為であって、これを行うことについて法令上の制約が設けられているものではない。(改行) また、その効果についてみても、法41条の2に基づく審査会の勧告がされた事実を公表することにより、対象監査法人につき権利がはく奪され又は義務が課せられるものではなく、公表により対象監査法人につき信用の低下等が生ずることがあるとしても、それは事実上の不利益にとどまるものというほかない(なお、このことは、公表の方法が審査会のホームページへの公表文の掲載による場合でも、異なるものではない。)(改行) ……法41条の2に基づく審査会の勧告がされた事実を公表する行為は、公権力の行使として行うその行為によって直接対象監査法人の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められているものに当たるとはいえず、行訴法3条7項に定める『処分』に当たらないものというべきである。」等として、本件勧告の公表の差止めの訴えを却下したため、控訴人は控訴した。

【判旨】

「……控訴人は、本件勧告の公表により、その会計専門家としての職業上の中核的利益の部分において名誉・信用の法益を著しく侵害され、業務上の著しい被害を受けており、一般人にとって『勧告』と『処分』の区別はなく、本件勧告の公表により、控訴人に重大な被害が発生し、その受忍を強いられている以上、公表行為が対象監査法人の名誉・信用棄損を『直接の』目的としてされたものではないとしても、司法的救済が必要である

と主張する。(改行)しかし、行訴法3条7項所定の差止めの訴えは、国又は地方公共団体が公権力の行使として行う行為のうち、その行為によって直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められているものを対象とするものと解すべきであること、法41条の2に基づく審査会の勧告がされた事実を公表する行為は、審査会の保有する情報を投資者の保護等の目的から公開するという事実上の行為であり、その効果についても、対象監査法人につき権利がはく奪され又は義務が課せられるものではなく、公表により対象監査法人につき信用の低下等が生ずることがあるとしても、それは事実上の不利益にとどまるものというほかないこと、審査会の勧告は、審査会から金融庁長官に対してされる行政機関相互間の行為であって、これと金融庁長官の行政処分とを一体のものとして捉えることはできず、本件勧告を公表する行為をこれらと一体のものとしてその処分性を肯定することもできない……。本件勧告の公表により、控訴人について信用の低下等が生ずるとしても、それは、公表内容が勧告の対象となった監査法人等の顧客層に評価された上での反射的・間接的なものというべきであって、上記の判断を左右するものではない。控訴人の主張は採用することができない。』(下線は筆者による加筆。)

よって、控訴人の本件訴えをいずれも却下した原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

【評釈】

(1) 公認会計法等の仕組み

公認会計士法の仕組みについて本件に関係する部分を概観するならば、内閣総理大臣は、法34条の21等に基づく指示や改善命令等の法による権限(審査会の会長や委員の任免等の公認会計士法施行令32条で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任する(法49条の4第1項)ところ、金融庁長官は、当該委任された権限のうち、法49条の3第2項の規定による立入検査等に係る権限を審査会に委任するとしている(法49条の4第2項)。か

かる審査会は、金融庁に設置された合議制の行政機関であるが（法35条1項、金融庁設置法6条2項）、審査会は法に基づく権限を行使した場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、公認会計士、外国公認会計士若しくは監査法人の法2条1項の業務、外国監査法人等の同項の業務に相当すると認められる業務又は日本公認会計士協会の事務の適正な運営を確保するため行うべき行政処分その他の措置について金融庁長官に勧告することができる（法41条の2）。そして、審査会は、独自に策定した内部指針たる「公認会計士・監査審査会の実施する検査に関する基本指針」（平成27年4月に改訂された後のもの⁽¹⁾。）及び「審査及び検査の基本方針」（策定日である平成25年4月26日から平成28年3月までのもの⁽²⁾。）において（併せて、以下「内部指針」という。）、法41条の2に基づく金融庁長官に対し行政処分その他の措置（以下「行政処分等」という。）について勧告及びその旨の原則として公表する等を定めている。

このように、本件勧告に関連する公認会計士法等の仕組みは、①本件勧告は、「勧告」と規定されていても、審査会による行政庁の行政処分等をする旨の意見を具申する行政庁に対する内部行為としての勧告であって、対国民的な外部に対するいわゆる行政指導ではないこと⁽³⁾、②本件勧告の公表は、審査会の内部指針に規定されており、それに対する法令上の根拠は存在せず、また、その公表自体には法的効果は存在しないこと、③本件勧告は、行政庁の行政処分等の誘因となるもののそれが行政処分等の実施を義務付けるものとなっていない、ということを挙げることができる。

（2）本件勧告の公表の処分性

① 本件勧告の公表に対する処分性判断

行訴訟3条7項所定の差止めの訴えは、「行政庁が一定の処分又は裁決をすべきでないにかかわらずこれがされようとしている場合において、行政庁がその処分又は裁決をしてはならない旨を命ずることを求める訴訟」と定義されるところ、かかる訴訟における差止めの対象たる「処分」とは、行訴訟3条2項所定の取消訴訟における「行政庁の処分その他公権力の行

使にあたる行為」と同じ行為である。そして、本判決では、第一審と同様に、本件勧告の公表が「処分」に該当するか否かが争点となった。

本判決は、「法41条の2に基づく審査会の勧告がされた事実を公表する行為は、審査会の保有する情報を投資者の保護等の目的から公開するという事実上の行為であり、その効果についても、対象監査法人につき権利がはく奪され又は義務が課せられるものではなく、公表により対象監査法人につき信用の低下等が生ずることがあるとしても、それは事実上の不利益にとどまるものというほかない」として、本件勧告の公表の処分性を否定した。これは、抗告訴訟における処分性判断のリーディング・ケースたる昭和39年の「ごみ焼却場設置行為事件」最高裁判決が、処分性が認められる行政庁の処分とは「公権力の主体たる国または公共団体が行う行為のうち、その行為によつて、直接国民の権利義務を形成しまたはその範囲を確定することが法律上認められているもの」と解し、抗告訴訟の対象を個々の行政の行為の公権力性と法的効果の直接具体性によって実体的判断するという基準、いわゆる「従来の公式」と称されるものがあるが、本判決はこれと同様の基準から処分性の有無を判断したものである。かかる従来の公式によって示された行政庁の「処分」の定義は、伝統的・通説的な見解とされてきた行政行為の定義とは異なる表現ではあるが、その内容からして行政行為に該当する行政の行為とほぼ同様のものを対象としていると思われる⁽⁶⁾。そのため、本件勧告の公表の如き法的根拠なく一定の情報を公表するに止まるような非権力的事実行為は、当該行為に処分性は認められ難いことになる。

また、本判決は、「本件勧告の公表により、控訴人について信用の低下等が生ずるとしても、それは、公表内容が勧告の対象となった監査法人等の顧客層に評価された上での反射的・間接的なものというべき」として本件勧告の公表の法的効果を否定した。行政の行為によって名誉、信用等を害するような場合であっても、最高裁は「行政処分といい得るためには、当該処分がそれ自体において直接の法的効果を生ずるものでなければならぬ⁽⁷⁾」としており、行政による行為によって名誉・信用等への侵害は事実

上の効果が認められるような場合であっても、それだけでは当該行為に法的効果を認められずに処分性は存しない旨の立場にあり、行政による公表の如き名誉・信用等を害するに止まる行為は処分性が認められ難く、その点から観たとしても、本件公表に処分性が認められ難いことになる。

加えて、本判決は、「審査会の勧告は、審査会から金融庁長官に対してされる行政機関相互間の行為であって、これと金融庁長官の行政処分とを一体のものとして捉えることはできず、本件勧告を公表する行為をこれらと一体のものとしてその処分性を肯定することもできない」とし、本件勧告の公表の処分性を否定する。これは、公認会計士法等の仕組みから見て、本件勧告が行政機関相互間の行為であるか否かを起点とし、それに連関する行政処分及び本件公表の処分性を検討したものである⁽⁸⁾。そして、本判決は、本件勧告は、審査会より金融庁長官に対する助言に近い行為であって、本件勧告が行政処分等の切掛となるとしても行政処分等を義務付けるものではない。そのため、本件勧告、行政処分等と本件勧告の公表は行為として「一体」のものではなくなるから、法の仕組みから処分性を検討したとしても、本件勧告の公表には処分性は存しないと解したものである⁽⁹⁾。

次に、行政による公表の処分性に対する研究者等の見解を見るならば、行政による公表の処分性の存在に否定的なものとしては、例えば、「勧告、公表制度の場合も、それ自体としては法効果を有しないし、事実上の強制力もないところから、取消訴訟を利用することはできない」とするものがある⁽¹⁰⁾。管見によるならば、公表の目的・機能を「制裁」ないし「情報提供」であるかの区別にかかわらず、公表の法的性質が非権力的事実行為であるためか、公表の処分性を否定ないし処分性の存在に懐疑的なものが、有力であるように思われる。一方で、行政による公表の処分性を肯定する旨の見解も幾つか散見することができる。例えば、名誉・信用等の侵害が社会的受忍限度を越える場合には、処分の直接の効果と考えるべきとして「公表の結果社会的心理的に当然生ずるであろう不利益の受忍義務を考えれば公表にも法効果があることになる」とするものがあるように⁽¹¹⁾、実質的な公表の侵害的な効果の存在に着目するとか、あるいはもっぱら公表される者⁽¹²⁾

の救済の観点から行政の行為に処分性を認めるというような、公表に処分性を肯定する見解は少数であるが幾つか存在している⁽¹³⁾。そして、行政による公表の処分性を争点とした下級審判決・決定も見れば、公正取引委員会による独占禁止法の法令解釈についての見解の公表⁽¹⁴⁾、川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例に基づく調停受諾勧告に正当な理由なく応じないことの公表⁽¹⁵⁾、介護保険法に基づく勧告に従わなかった旨の公表⁽¹⁶⁾、特定商取引法に基づく業務停止命令の公表⁽¹⁷⁾、といった事例が存在するが、これらの裁判例はいずれも公表の目的・機能を「制裁」か「情報提供」であるかを問わずに、行政による公表の処分性を否定する、というものであった。

これらのように、個々の行政の行為に着目してその処分性を否定する最高裁判例や、これまでの行政による公表の処分性を否定する研究者等の多くの見解や下級審判決・決定の傾向を鑑みるならば、本件勧告の公表の処分性は認められ難いように思われる。すなわち、行政による公表は、名誉・信用を侵害することが認められるような場合であっても、それ自体が公表される者に対して非権力的事実行為として直接的に具体的な法的効果を有するものではない以上、それ自体によって直接的に国民の権利義務に影響を及ぼすとははいえないことから、行政による公表が抗告訴訟の対象たる処分性を有する行為と解するのは困難であるからである。一方で、行政庁に対して行政処分等をする旨を具申するような本件勧告の如き勧告の対象となっている事業者等にとっては、本件勧告が行政処分の前提ないし契機となると思料することは、市民感覚からすればあり得る反応であるように思われるから、ともすれば、本件勧告が公表されたとすれば、名誉・信用等が毀損されるから、その行為の法的効果を認めさせるためにも行政処分等と「一体」であると主張することには理解できる。しかしながら、本件勧告の公表に関連する公認会計士法等の仕組みを概観するならば、「本件勧告（法41条の2）→本件勧告の公表（内部指針）」となっているのみであり、本件勧告の公表には法令上の根拠があるわけではなく、また、本件勧告は監督行政庁の行政処分等の切掛となるものの、行政処分等を行政

庁に義務付けるものではない、ということからすれば、法の仕組みの観点から処分性の有無を検討したとしても、本件勧告そのもの自体にも処分性は認められ難いように思われる。また、本件勧告の公表は行政庁による行政処分等の前提となっていないことから、本件勧告の公表にも処分性は認められないと解される。

以上のように、本件において、本件勧告の公表からの司法的救済として、抗告訴訟を選択することは、最高裁が示す「従来の公式」からは本件勧告の公表に処分性は認められ難く、また、公認会計士法等の仕組みから見ても本件勧告の公表に処分性は認められ難かったように思われる。

(3) 本判決の評価等

本判決は、行政庁の処分とは「公権力の主体たる国または公共団体が行う行為のうち、その行為によつて、直接国民の権利義務を形成しまたはその範囲を確定することが法律上認められているもの」とする⁽¹⁸⁾ような、これまでの最高裁判例等で示されてきた抗告訴訟における処分性の判断基準を踏襲するものであり、その意味では目新しい点は乏しいように思われる事例であった。しかしながら、本判決は行政による公表の処分性の有無を争点とした事例であり、また、近年散見されるようになった行政による公表に処分性が認められ難いとする先例に連なるものであり、その意味では行政による公表の処分性の有無に対する判例の蓄積としての価値を見出すことができる。そして、近年、国・地方公共団体の多くの行政部面において導入・実施されつつある、今後の行政による公表の処分性判断の際において参考になる事例である。本判決が行政による公表の処分性を否定するように、今後も行政による公表の処分性が否定される傾向は続くように思われる。

また、本判決は、本件勧告のような審議会等による行政庁に対する行政処分等をする旨を具申する勧告を行政機関相互間の行為と位置付けて、本件勧告の公表の処分性を否定したものである。本件の公認会計士・監査審査会による金融庁長官に対する行政処分等を求める勧告（公認会計士法41

条の2) 以外にも、審議会等による行政庁に対する行政処分等を求める法の仕組みが採られる例が幾つかあり、例えば、公害等調整委員会（鉱業法15条2項）、証券取引等監視委員会（金融庁設置法20条1項）、運輸審議会（国土交通省設置法15条4項）によるものがあり、このような勧告は、公認会計士法によるもの⁽¹⁹⁾の⁽¹⁹⁾だけではない。そのため、本判決は、審議会等による行政処分等をする旨を行政庁に具申する勧告の公表の処分性が否定される可能性を示す先例となるものとなる。

最後に、行政による公表は、非権力的事実行為として処分性を否定されるとしても、社会的評価を低下させる等の公表される者への不利益を与えるものであり、事実上の効果として、名誉・信用等に対する実質的な侵害的な効果を有するものであるから、安易な行政による公表を看過すべきものではない。そして、本件勧告の公表のように、侵害的な効果が存するであろう行為であるにもかかわらず、公認会計士法上の法的根拠がない状態下での公表であり、このような公表が実施されあるいは実施されようとするのであれば、公表される者の権利利益の保障の観点からは疑問を感じざるを得ない。そこで、本件勧告の公表によって公表される事業者に対する抗告訴訟以外の司法的救済を考える必要があるが、行政による公表に対する処分性が否定される傾向からすれば、抗告訴訟以外の方法としては、人格権に基づく差止めの訴えといった民事訴訟や実質的当事者訴訟による方途の選択肢も検討に値するように思われる⁽²⁰⁾。但し、この場合であっても、公表の無効確認については事実行為に関する無効確認を求めるもので確認の利益を欠くとして却下される可能性があることに留意する必要がある⁽²¹⁾。

注

- (1) 公認会計士・監査審査会「公認会計士・監査審査会の実施する検査に関する基本指針」（平成27年4月）（<https://www.fsa.go.jp/cpaaoob/shinsakensa/kouhyou/20150417/01.pdf>）（2019年5月26日閲覧）10～11頁には、「審査会は、公益又は投資者保護に資するため、法第41条の2の規定に基づき、監査事務所の法第2条第1項の業務又は協会の事務の適正な運営を確保するため行うべき行政処分その他の措置について金融

庁長官に勧告した事案について、勧告後、原則として、公表するものとする。(改行)なお、公益又は投資者等への影響等から、審査会が公表することを不適当と判断した事案については、公表を控える等の措置を講じるものとする。」と定められている。

- (2) 公認会計士・監査審査会「審査及び検査の基本方針—より実効性のある監査の実施に向けて—」(平成25年4月26日)(<https://www.fsa.go.jp/cpaaob/shinsakensa/houshin/20130426/01.pdf>) (2019年5月25日閲覧) 4頁には、「検査の結果、審査会は、必要があると認めるときは金融庁長官に対し行政処分その他の措置について勧告を行うなど適切な対応を行うこととする。」と定められている。
- (3) 行政指導の定義として、例えば、山内一夫『行政指導の理論と実際』(ぎょうせい, 1984) 4頁は、「一定の行政上の目的を実現するために、行政機関が国民に対して行う指導であって、事実上の強制を伴うものをいう。」と定義し、また、行政手続法2条6号は「行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないものをいう。」と規定する。
- (4) 最一判昭和39年10月29日民集18巻8号1809頁〔1810頁〕。同旨としては、最一判昭和30年2月24日民集9巻2号217頁、最大判昭和36年3月15日民集15巻3号467頁のそれぞれを参照。
- (5) 最三判平成17年10月25日判時1920号32頁〔34頁〕の藤田宙靖裁判官の補足意見での「……これまで当審の先例が示して来た一般的な考え方、すなわち、『行政庁の処分とは……行政庁の法令に基づく行為のすべてを意味するものではなく、公権力の主体たる国または公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成しまたはその範囲を確定することが法律上認められているもの』であって『正当な権限を有する機関により取り消されるまでは、一応適法性の推定を受け有効として取り扱われるもの』でなければならず、『その無効が正当な権限のある機関により確認されるまでは事実上有効なものとして取り扱われている場合』でなければならないとする考え方(参照、最高裁昭和三十七年(オ)第二九六号同三十九年一〇月二九日第一小法廷判決・民集一八巻八号一八〇九頁他。以下この考え方を、「従来の公式」と称する。)とする。
- (6) 代表的な行政行為の定義としては、田中二郎『行政法総論』(有斐閣, 1957) 262頁は「行政庁が、法に基づき、公権力の行使として、人民に

対し、具体的な事実に関し法律的規制をなす行為」とする。

- (7) 最三判昭和38年6月4日民集17巻5号670頁〔673頁〕。なお、当該判決に対しては、山村恒年「§3〔抗告訴訟〕」南博方編『注釈行政事件訴訟法』(有斐閣、復刊版、2000)27頁は、「知事が社会保険医療費担当者監査要綱(通達)に定めた戒告事由にあたるとして保険医に対してなした戒告は何ら法律上の効果を生じないから行政処分でないとする最高裁判決(昭38・6・4民集17・5・670……)がある。しかし、この戒告は県公報に公表されるのであり、医師の名誉、営業上の信用を侵害する点から考えて法の根拠を必要とすると解すべきであろうし、それを法規の根拠がないということだけで何らの法的効果が生じないとして行政処分性を否定すべきではあるまい」とする。
- (8) なお、最一判昭和34年1月29日民集13巻1号32頁は、「抗告訴訟の対象となるべき行政庁の行為は、対国民との直接の関係において、その権利義務に関係あるものたることを必要とし、行政機関相互間における行為は、その行為が、国民に対する直接の関係において、その権利義務を形成し、又はその範囲を確定する効果を伴うものでない限りは、抗告訴訟の対象とならない」(同34頁)としているように、内部行為として対国民への外部効果が無い行政の行為の場合には、そのような行為の処分性を否定されるから、本件勧告に対する抗告訴訟が提起されたとしても処分性が否定されて却下される可能性が高い。
- (9) 法の仕組みの観点から行政による事実行為に処分性を認めた最高裁判例としては、関税込率法に基づき税関長の行う輸入禁制品に該当する旨の通知(最三判昭和54年12月25日民集33巻7号753頁)、税務署長の行う納税の告知(最一判昭和45年12月24日判時616号28頁)、食品衛生法に基づき食品等の輸入の届出をした者に対して検疫所長が行う同法違反の旨の通知(最一判平成16年4月26日民集58巻4号989頁)、医療法に基づく病院開設中止勧告(最二判平成17年7月15日民集59巻6号1661頁)が存する。これらのように、行政法規の解釈に際し、当該法律の奉仕する価値・目的を明らかにし、その上に立って、具体の条文についてどのような解釈方法を採用するのが適格的であるかを考慮しつつ、法的仕組みを明らかにするというものがあり、これを「仕組み解釈」と称されることがある。かかる「仕組み解釈」については、塩野宏『行政法Ⅰ』(有斐閣、第6版、2015)66頁、橋本博之『行政判例と仕組み解釈』(弘文堂、2009)5頁のそれぞれを参照。
- (10) 塩野宏『行政法Ⅱ』(有斐閣、第4版、2005)104頁。

- (11) 川神裕「法律の留保」藤山雅行＝村田斉志編『行政争訟』新・裁判実務大系第25巻（青林書院，改訂版，2012）20～21頁，原田尚彦『行政法要論』（学陽書房，全訂第7版補訂2版，2012）240頁，池村正道編『行政法』（弘文堂，第3版，2017）197頁のそれぞれを参照。
- (12) 高野修「履行済ポスト・ノータイス命令に対する取消の訴えの利益」『人間・文化・社会』編集委員会編『人間・文化・社会』（岩手大学人文社会科学部地域文化基礎研究講座，1997）509頁。
- (13) 阿部泰隆『行政法再入門（下）』（信山社，第2版，2016）96頁，宇賀克也『行政法概説Ⅰ』（有斐閣，第6版，2017）268頁，雄川一郎ほか『行政強制』ジュリ増刊（有斐閣，1977）114～115頁〔雄川発言〕・116頁〔塩野発言〕，雄川一郎『行政の法理』（有斐閣，1986）230頁，畠山武道「サンクションの現代的形態」芦部信喜ほか編『岩波講座 基本法学8—紛争』（岩波書店，1983）385頁のそれぞれを参照。
- (14) 東京高判平成6年4月18日判時1536号33頁参照。
- (15) 東京高判平成21年11月19日D1-Law（28162417）参照。
- (16) 東京高決平成19年11月13日裁判所ウェブサイト参照。
- (17) 名古屋地決平成18年9月25日D1-Law（28112501）参照。
- (18) 最一判昭和39年10月29日・前掲注（4）〔1810頁〕。
- (19) なお，勧告が行政自身のウェブサイト上に公表されている例としては，証券取引等監視委員会「報道発表（平成31年/令和元年（2019年）—不正取引関係」（<https://www.fsa.go.jp/sesc/houdou/2019hukousei.htm>）（2019年6月18日閲覧），公認会計士・監査審査会「勧告」（<https://www.fsa.go.jp/cpaob/shinsakensa/kankoku/index.html>）（2019年6月18日閲覧）のそれぞれを参照。
- (20) 東京地判平成28年2月19日LEX/DB（文献番号25534006）は，いわゆる「迷惑メール」への法規制を内容とする特定電子メールの送信の適正化等に関する法律7条に基づく同法3条1項の規定を遵守せよとの措置命令をした旨の行政処分事実の公表を内容とする記事が総務省及び消費者庁のホームページに掲載が続けられていることによって名誉権を侵害されているとして（なお，特定電子メールの送信の適正化等に関する法律には，行政処分事実の公表が定められている訳ではない），経営者である個人が，人格権としての名誉権に基づく妨害排除請求権に基づき，当該記事の削除を求めた事案において，「本件措置命令のような不利益処分に関する事実の公表が継続されている場合に，人格権としての名誉権に基づきその差止めを求めることができるかどうかを判断するに当たっ

ては、公表された事実の内容や性質、公表の方法、態様等を踏まえて、公表を続けることによる利益とそれによってもたらされる不利益とを比較衡量し、公表の継続によって、被害者が重大で、かつ、回復を図るのが著しく困難な損害を現に被り又は被るおそれがあるかどうかを検討する必要があるというべきである。」とする。

- (21) 東京高判平成29年6月29日 D1-Law (28253042) は、東京都司法書士会が会員たる司法書士に対する注意勧告を東京司法書士会懲戒処分等の公表に関する規則（以下「公表規則」という。）に基づき公表した事例につき、「法61条に基づく注意勧告は、会員に対する懲戒を目的とするものではなく、会員に対する指導方法の一つと位置づけられるものと解される上、公表規則3条は、公表の目的につき、当該事案による被害の拡大の防止である旨を明示しているものであり、注意勧告及びその公表が、会員に対する制裁を目的とするものとはいえない。これに加え、本件公表は、本件注意勧告の存在を前提として、これを公表する行為に過ぎないことを併せ考えると、本件公表は、控訴人と被控訴人との間の法律関係や法的地位を左右するものではなく、事実行為にとどまることは明らかである。」として、本件公表の無効確認を求める部分は、本件公表という事実行為に関する無効確認を求めるものであって、権利又は法律関係の存在又は不存在を確定するためのものではないから、確認の利益を欠くものといわざるを得ないとする。